

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査の申立ての期間）</p> <p>第四十五条 審査の申立ては、審査申立人が副作用救済給付若しくは感染救済給付の支給の決定又は拠出金の算定（以下「支給の決定等」という。）があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内になければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の申立てをすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>（副本の送付及び弁明書の提出）</p> <p>第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の審査申立書の提出があつたときは、その副本を機構に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めるものとする。</p>	<p>（審査の申立ての期間）</p> <p>第四十五条 審査の申立ては、審査申立人が副作用救済給付若しくは感染救済給付の支給の決定又は拠出金の算定（以下「支給の決定等」という。）があつたことを知つた日の翌日から起算して二月以内になければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の申立てをすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。</p> <p>（副本の送付及び弁明書の提出）</p> <p>第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の審査申立書の提出があつたときは、その副本を機構に送付するものとし、必要があると認められた場合には、相当の期間を定めて、機構に対し、弁明書の提出を求めることができる。</p>